

函館市都市景観審議会委員公募実施要領

1 目的

函館市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の委員を委嘱するにあたり，委員の一部を市民から公募することにより，市政への意見の反映と市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

公募による委員の定数は，2名とする。

3 公募委員の任期

令和7年(2025年)6月27日から令和9年(2027年)6月26日までの2年間とする。

4 応募条件

市内に居住する年齢18歳以上（令和7年6月27日現在）の都市景観に関心・熱意のある者で，平日の日中に開催する会議に出席できる者とする。ただし，次の各号のいずれかに該当する者を除く。

なお，審議会における女性委員の割合が，市で定める女性登用率の目標値35%に達していない場合は，優先的に女性の応募者を委員として決定する。また，女性委員の割合が35%に達している場合において，青年（39歳以下）の委員の割合が，市で定める青年登用率の目標値10%に達していない場合は，優先的に青年の応募者を委員として決定する。

- (1) 審議会に委員を推薦している団体（団体一覧別添）に所属する者（複数の団体により組織されている団体であるときは，当該団体の役員を務めている者）
- (2) 本市の他の附属機関その他の会議の委員を3以上（公募委員の場合は2以上）兼ねている者（応募中のものを含む。）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁固以上の刑に処せられ，その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，またはこれに加入した者

5 応募方法

別に定める応募申込書に必要事項を記入のうえ，持参，郵送またはファックス送信のほか，電子メールにより応募すること。

【応募先】

担当課：函館市都市建設部まちづくり景観課伝建担当
住所：〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電話：0138-21-3388
ファックス：0138-27-3778
E-mail：keikan@city.hakodate.hokkaido.jp

6 広報

公募にあたっては、市ホームページに募集記事を掲載する。

7 募集期間

令和7年(2025年)5月30日(金)から令和7年(2025年)6月13日(金)まで

※持参の場合は、平日午前8時45分から午後5時30分まで

※郵送、ファックスおよび電子メールの場合は6月13日(金)午後5時30分必着

8 決定の方法

応募者が公募定数を超えた場合は、公開抽選により決定する。

なお、女性および青年の応募があった場合は、4の応募条件に示すとおり優先的に女性および青年の応募者を委員として決定する。

また、応募者が公募定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。その場合の公募については、7の募集期間を除いてこの要領を準用する。

9 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。

附 則

この要領は、平成10年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月23日から施行する。

団体一覧別添

函館市伝統的建造物群保存会

函館の歴史的風土を守る会

特定非営利活動法人はこだて街なかプロジェクト

函館屋外広告業協同組合

元町町会

一般社団法人函館国際観光コンベンション協会

函館デザイン協議会